

構造改革特別区域の第 27 次提案に対する政府の対応方針

平成 28 年 3 月 18 日
構造改革特別区域推進本部決定

国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項に基づき平成 27 年 4 月 28 日から 6 月 5 日までの間、募集した提案の中から、国家戦略特別区域法第 38 条第 1 項の規定により、構造改革特別区域に係る第 27 次提案とみなして取扱うこととした提案について、内閣府が関係省庁と調整を行った。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、構造改革特別区域の第 27 次提案に対する政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置は、別紙 1 のとおりとする。

2. その他

今回、新たに講じるべき規制の特例措置の対象とならなかったものについては、引き続き検討を深めていくものとする。

別紙1 新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
941	「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施	なし	高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、年齢制限としては60歳以上のみが認められている現行制度に加え、50歳以上の中高年齢層等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とすることについて、構造改革特区における規制の特例として、本年度内に措置する。	厚生労働省